

後発医薬品 (ジェネリック医薬品) の使用推進並びに 一般名処方について

当センターでは、医薬品の安定供給のための取組を実施していますが、一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いています。

そのような状況も踏まえて、当センターでは、後発医薬品の使用を積極的に推進しています。品質確保・十分な情報提供・安定供給等に配慮して、有効かつ安全な後発医薬品を採用していますので、後発医薬品の使用について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定せず、薬剤の成分をもとにした一般名による処方(有効成分をそのまま医薬品名として処方すること、一般名処方と言われています)を行う場合があります。一般名処方を行うことで、特定の医薬品の供給が難しい状況であっても、患者さんに必要な医薬品(後発医薬品)が提供しやすくなるとともに、薬剤費を抑えることができます。

一般名処方について、ご不明な点や、ご心配なことなどがありましたら、お気軽に薬剤師にご相談ください。